

令和4年第3回定例会(9月)議決結果

第3回定例会が令和4年9月1日から13日までの13日間の会期で開催されました。条例、補正予算など20議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町における地域福祉を推進することを目的として、本委員会の所掌事務に再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画としての芦屋町再犯防止推進計画の策定及び推進に関する事項を追加するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町私債権管理条例の制定

(可決 賛成多数)

各私債権部局で管理している私債権において、滞納整理に係る手続きを統一し、効率的かつ適正な滞納整理を行うことを目的とし、新たに条例を制定するものです。

●芦屋町環境美化推進委員会設置条例の制定

(可決 満場一致)

環境美化の促進及びその保持を図るため、地域環境の美化活動等を実践することにより、町民一人ひとりの環境美化に対する意識の向上を図るとともに、町の施策への協力及び提言を行い、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的として、新たに条例を制定するものです。

●芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和5年2月に導入を予定している交通系ICカードでの支払いに係る事項の追加及び小学生で障がい者の場合における割引の事項を追加するため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町保育所設置条例及び芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例を廃止する条例の制定**

(可決 満場一致)

令和5年4月に山鹿保育所の施設を、現在の指定管理者に譲渡することに伴い、町立保育所の管理施設が無くなるため、当該2つの条例を廃止するものです。

【予 算】

●**令和4年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)**

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ1億 6,700 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したほか、芦屋東小学校特別支援学級整備工事に充当する過疎対策事業債を計上するとともに、財政調整基金繰入金を減額計上しています。

歳出＝ オミクロン株に対応するための新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を計上したほか、商工会発行のプレミアム付商品券への補助金及び学童クラブへのWi-Fi整備に係る費用等を計上しています。

●**令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)**

(可決 満場一致)

収益的支出＝ 令和5年度に開催される「SG第五十回ボートレースオールスター」に伴う宣伝広告費として、1,450 万円を増額計上しています。

資本的支出＝ 資産購入費 2,582 万円を併せて増額計上しています。

【決 算】

●**令和3年度芦屋町一般会計決算の認定**

●**令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定**

●**令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定**

(認定 賛成多数)

●**令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定**

●**令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定**

●**令和3年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定**

●**令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定**

●**令和3年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定**

(認定 満場一致)

【契 約】

●**芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事請負契約の締結**

（可決 満場一致）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案で、芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事について請負契約を締結するものです。

【人 事】

●**監査委員の選任同意**

（同意 満場一致）

任期満了に伴い中西一雄氏を再度選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

氏 名 中西 一雄

生年月日 昭和19年2月23日

住 所 芦屋町西浜町

【その他】

●**令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分**

（可決 満場一致）

未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

【決 議】

●**妹川議員に対する辞職勧告決議**

（可決 賛成多数）

動議により提出された妹川征男議員に対する辞職勧告決議です。

【報告】

●令和3年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の令和3事業年度における業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の第2期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

【発言の取り消し】

9月2日(金)の妹川議員の一般質問に対する反問中の発言について、町長より9月9日(金)付で発言取り消しの申し出があり、議長がこれを9月13日(火)の本会議に諮り、許可されました。